

「浸水予防対策検討結果届出書」の郵送による届出に関する注意事項

新型コロナウイルス感染症対策のため、世田谷区建築物浸水予防対策要綱の届出について、郵送で受け付けをいたします。

なお、窓口での受け付けも通常通り行っております。

以下の点に、ご注意、ご了承の上、郵送していただきますようお願いいたします。

- 副本の返送に使用するため、必ず、**宛名・宛先記入済みの返信用封筒（郵券貼り付け）**を同封してください。
同封が無い場合は、都市整備政策部建築調整課に副本を引き取りにきていただくことになります。
- 郵送による届出は、**「信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書）」**として送付してください。「信書」扱いによる郵送方法については、信書便事業者へお問い合わせください。
- 郵送（送信・返信）におきましては、配達状況がわかるサービスのご利用をおすすめいたします。
- 郵便事情による遅延や紛失について、区はその責を負いません。
- 郵送による届出について、受け付け等をした旨のご連絡は致しません。受け付け状況等は、必要に応じて適宜、お問い合わせください。
- 都市整備政策部建築調整課で、お受けした日を届出日とさせていただきます。
- 届出内容に関するご担当者のお名前、電話番号を明記した、メモ等の同封をお願いします。
- 正副2部提出をお願いいたします。
- その他、不明な点がございましたら「お問い合わせ先」まで、お問い合わせください。

【お問い合わせ・郵送先】

世田谷区 都市整備政策部 建築調整課 建築調整係

住所：〒158-0094 世田谷区玉川 1-20-1

電話：03-6432-7162

FAX：03-6432-7985